

令和5年度第3回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています

令和5年度第3回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年6月29日(水) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	金田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 下限面積の廃止について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長 令和5年度第3回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局 本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長 議事録署名委員の指名をします。2番釜田委員さん、5番浅原委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

2.5番委員 はい。

会長 本日の議事日程は議案1件、報告事項1件ございます。それでは議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請ですが、番号1～5については、●●地区が国の水防災事業により、川本町が嵩上げをおこない団地造成するため、担当の地域整備

するということで、農地の復旧は不在地主のため難しいのではないかと思います。

●●委員さん、何かございますか。

委員

水害の前は耕作されていたのかも知れませんが、治水対策のため仕方ないと思います。

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら採決に移ります。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号1～5について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当と認めます。続きまして番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料10頁をご覧ください。●●地区で許可申請書が提出されております。譲受人は●●●●、譲渡人は●●●●●さんです。申請地は●●●●●番地、地目は田、総面積●●●●●㎡の内●●㎡を今回申請されておられます。

資料11～15頁に写真を掲載しておりますが、この農地の一角に地下埋め込み式の防火水槽が平成27年度に設置されております。農地の除外申請は提出され、農業振興地域からは除外されておりましたが、所有権の移転と地目の変更ができていませんでした。過去の書類を紐解くと、埋め込み式の浄化槽のため浄化槽の上の部分は土があり、農地として使用できるということで、5条申請が提出されなかった可能性があります。今回、本申請で所有権の移転と地目の変更をおこない、町の施設とすることで申請書が提出されております。

場所につきましては、資料17頁をご覧くださいと因原の●●●横の農地です。この件に関しましても、資料18頁をご覧くださいと●●会長と●●委員と現地確認をおこない、総務財政課の防災担当が現地で説明をしております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

現地調査に行ってきました。なぜこの場所に設置が必要だったのか、地元の方から確認をとりました。以前、この近くで火事があり家が全焼し、そのときに防火水槽がうまく活用できず全焼の要因となったそうです。地元より早急に防火水槽を設置してほしいと意見があり、地下に貯水槽を設置したそうです。使用するときには農地に消防車の進入もあり農地の除外申請をされました。分筆登記もされておらず名義変更もしていなかったため、この度の申出があったようです。所要面積が●●㎡ですが進入路も含めた面積でしょうか。

事務局

資料16頁に掲載している場所です。

会長

他に何かございませんか。無いようでしたら採決に移ります。番号6について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当と認めます。続きまして。報告第1号 下限面積要件の廃止について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは報告第1号 下限面積要件の廃止について、ご説明します。資料19頁をご覧ください。農地法第3条により農地の所有権などを取得するために必要な下限面積を規定している「農地法第3条第2項第5号」について、制約があったのですが、国の方からこれからの地域農業の在り方等を考え、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農地法も改正され下限面積要件が廃止されております。

法改正の主たる内容ですが、農業者の減少・高齢化が加速する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小に関わらず意欲をもって農業に新規に参入するものを地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者へ農地等の利用を促進する観点等から面積要件を廃止するものとなっております。

施行後の主な許可基準につきましては、権利取得後において農地すべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すると認められることとなっておりますが、下限面積要件は廃止しております。

廃止したものが添付資料をご覧くださいと農地法第3条で削除されているのが分かるかと思えます。国の方が令和5年4月1日付けで廃止としております。

近隣の市町村でも下限面積を廃止と進めており、本町としても近隣市町村・県・国に合わせて足並みそろえて廃止と考えております。

報告事項として皆さんにご意見いただきながら、協議していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長

事務局より説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。それでは報告第1号 下限面積の廃止については、ご理解いただけたでしょうか。

全員賛同

会長

ご理解いただけたということで、本日の議事事項は終了いたしました。「その他」について、事務局より何かございますか。

事務局

特にございません。

◇次回総会の開催日について

令和5年7月27日(木) 13:30～大会議室

会長

本日の総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
